

高浜発電所 1、2号機の特定重大事故等対処施設の
工事に関する届出について

2021年4月22日
関西電力株式会社

当社は、本日、高浜発電所 1、2号機の特定重大事故等対処施設について、設置期限※までに完成できないと判断したことから、2021年6月9日までに冷温停止状態にすることを表明する文書を原子力規制委員会に提出しました。

当社は、引き続き、特定重大事故等対処施設の早期の完成に向けて、安全最優先で進めてまいります。

※高浜発電所 1、2号機 特定重大事故等対処施設設置期限：2021年6月9日

以 上

添付資料：高浜発電所 1、2号機の特定重大事故等対処施設等が
法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について



関原発第25号
2021年4月22日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

高浜発電所1, 2号機の特定重大事故等対処施設等が
法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について

高浜発電所1, 2号機においては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の六」に基づき設置する特定重大事故等対処施設及び常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）が法定の期限内に完成しないことから、別紙のとおり対応を行うこととします。

別紙 高浜発電所1, 2号機 特重施設等設置に係る対応

以上

高浜発電所 1, 2号機 特重施設等設置に係る対応

1. 特重施設等の設置に係る対応

高浜発電所 1号機及び高浜発電所 2号機は、経過措置期間が満了する日の 24 時までに原子炉を冷温停止状態^{※1}とし、特重施設等の使用前検査^{※2}に合格するまでの期間、冷温停止状態を継続する。

	定期検査開始日	経過措置期間満了日
高浜発電所 1号機 第 27 回定期検査中	2011. 1. 10	2021. 6. 9
高浜発電所 2号機 第 27 回定期検査中	2011. 11. 25	2021. 6. 9

- ※1 保安規定に定める原子炉の運転モードが「モード5」、「モード6」又は「モード外」
- ※2 常設直流電源設備（3系統目）については、原子力規制委員会の使用前確認を受けることが該当

以 上